

◆特 集◆

図書室担当者のための著作権の基礎知識

伊 藤 勝

抄録：病院図書室担当者にとって著作権の知識は必須である。しかし学術コンテンツには一般的な著作権のルールだけで考えることのできない特性を持つ。本稿では特に医薬関係の学術コンテンツにそって、著作物、著作者、著作権の内容、権利の制限、著作権の利用等について説明をおこなった。また Open Access 雑誌の拡がりなど学術情報の環境変化の中で図書室担当者の役割の変化についても触れた。

Key Words：著作権、Open Access、Creative Commons

I. はじめに

本稿では図書室担当者が知っておくべき著作権の基本概念の説明を、医薬系の学術著作物における具体的な事例を交えながら説明をします。紙幅の関係上、踏み込んだ説明を避けたところがあり、ご容赦ください。特に具体的な図書室サービスと著作権については良書が出ており、個々の具体的話題はそれらを参考にしていただければと思います。

II. 著作権とはなにか

著作権とは「文化の発展に寄与することを目的」に、「著作物の公正な利用」に留意しつつ、「著作者の権利を保護する」ために認められた権利です。このことは、著作権法の目的（1条）に次のように書かれています。「この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送

及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。」つまり「著作物に対する著作者の権利」を「公正な利用」と「権利保護」の間で利益調整する法律が著作権法です。

著作権は知的財産権の一つですが、特許や商標のように登録を要せず、「著作物」が「創作」あるいは「公表」された時点から権利が発生します。我々が普段何気なく書き留めているメモ書きでも、書いた瞬間から「著作物」として保護の対象になる可能性があります。街中で見かけるポスターや看板でも著作物の可能性があり、自由に目にする事ができるからと言って、自分が無断で複製したり、ネットに掲示したりすることはできません。著作物を読んだり、見たり、聞いたりすること（著作物の享受）、これは自由ですが、権利を使うことは無断でできない、これが著作権の原則です。

ITOH Masaru

株式会社ナレッジワイヤ

Masaru.itoh@kwire.co.jp

Ⅲ. 著作物とはなにか

著作権とは「著作物」に関して成立する権利であり、著作権法はそれを保護するルールです。したがって「著作物」でなければ、著作権法による保護の対象ではありません。著作物かどうか、これが著作権を考えるスタートになります。

著作物の定義は2条に書かれています。「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」(2条1項1号)

ここから、(1)「思想又は感情を」(2)「創作的に」(3)「表現したもので」(4)「文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」という著作物の要件が出てきます。また言い換えれば、他人の論文から同じ「事実・データ」を使っても「思想又は感情」ではないので、著作物を使ったことにはならないですし、「ありふれた表現」は「創作的」ではないので、同じ表現であっても著作物を使ったわけではないとされます。似たような図であっても「アイデア」をまねたのであって、表現をまねたのではない、ということもあります。実際のところ、「著作物かどうか」の判断は極めて難しく、常に争いになるところです

Ⅳ. 著作物の種類

著作権法は著作物の種類を10条で例示しています(図1)。病院図書室の実務で扱う事の多いものを具体的に当てはめると、「言語の著作物」とは、書籍、論文、また講演など、言語で表現された著作物です。「図形の著作物」にはイラストや模式図、その他の図版などの多くが当てはまることになります。また最近学術コンテンツでも増えてきている動画などは「映画の著作物」ですし、患部の写真など

図1 著作物の種類 (10条の例示)

- ・小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物
- ・音楽の著作物
- ・舞踊又は無言劇の著作物
- ・絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物
- ・建築の著作物
- ・地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物
- ・映画の著作物
- ・写真の著作物
- ・プログラムの著作物

図2 その他の著作物

- ・二次的著作物 (11条)
- ・共同著作物 (2条12号)
- ・編集著作物 (12条)
- ・データベースの著作物 (12条の二)
- ・権利の目的とならない著作物 (13条)
- ・職務上作成する著作物 (15条)
- ・海外の著作物二条約によりわが国が保護の義務を負う著作物 (6条3号)
- ・権利保護期間が終了した著作物 (51条—54条)
- ・Public Domain の著作物
- ・パブリックライセンスの著作物

は「写真の著作物」の可能性がります。

こうした表現形式の種類だけでなく、図2のように様々なタイプの著作物があります。著作権法に定められたものもあれば、Public Domain やパブリックライセンスの著作物といった学術コンテンツでは耳にする機会が多いですが、我が国の法律では定めのないものも、病院図書室では扱う機会があります。これらについて補足説明をします。

【二次的著作物】 翻訳やダイジェスト版などを指します。

【共同著作物】 いわゆる「共著」のものです。自然科学では共著の割合が極めて多いのが特徴です。

【編集著作物】 典型的なものは辞書のような

ものですが、先の著作物の定義で著作物ではないとされるデータなどでも、その選択や配列に創作性があれば「編集著作物」になりえます。したがって単純にデータを集めたものだからといって著作物ではない、自由に使える、とも言えないのです。

【権利の目的とならない著作物】 法令や厚労省からの通達などは権利の目的とならないとされており、これらは自由に使えます。

【職務上作成する著作物】 会社の業務で従業員等が作成した著作物は会社に帰属します。ただし、会社名で公表することが必要です。

【海外の著作物】 ベルヌ条約などの国際条約で外国の著作物も国内著作物と同様に保護することになっています。海外の著作物であっても我が国の著作権法を当てはめるとというのが原則ですが、学術情報はグローバルな性格があり、我が国の制度で保護すればよいとはいえ、相手国の制度を無視してよいのか、という悩ましい問題があります。

著作権法には出てきませんが、Public Domain の著作物やパブリックライセンスの著作物というのも学術分野では重要です。

【Public Domain の著作物】 Public Domain とは公有物ということであり、著作権を主張しないという事でもあります。代表的なものに米国の CDC（疾病予防センター）や FDA（食品衛生局）の著作物があります。これらは Public Domain なので自由に使えますが、第三者の著作物が紛れ込んでいることもありますので、チェックが必要です。

【パブリックライセンスの著作物】 パブリックライセンスとは、Creative Commons（クリエイティブ・コモンズ）に代表されるように、自由に使っていいですよとか、この使い方なら OK といったように、利用できる権利

を著作物に明示するものです。Open Access 論文の多くはこのクリエイティブ・コモンズのライセンスを表示しています。Open Access 論文では、無制限に使える CC-BY ライセンスか、あるいは商用目的以外であれば自由に使える CC-BY-NC ライセンスを掲示することが多いようです。ただし必ずしも見やすい場所に掲示されているとは限りません。Creative Commons のライセンスの詳細は Creative Commons のサイトなどで確認してください。

V. 著作者とは

著作者とは著作物を創作した人であり、先に述べたように、原始的に著作権が帰属している人です。ただし共著の場合は、共同著作者全員に著作権が共有されているため、著作物利用の許諾は全員から取らねばなりません。リポジトリなどへの収録では全員から許諾を得るのに手間がかかることも予想されます。このようなことを防ぎ、情報の利用を促進させるためにも、出版社の側では投稿の段階で全員の著者から著作物利用の権利と許諾をもらっておくことが重要です。海外の学術雑誌では著作権の譲渡が広く行われています。Open Access ジャーナルの場合は著者に著作権を残すのが一般的ですが、出版に関する権利は出版社に著者が許諾するという形式を取っているようです。

VI. 著作権の内容

著作権法では図3の権利が認められています。大きく著作者人格権と著作財産権に分かれます。著作者人格権は譲渡できず、著作者の死亡とともに消滅しますが、著作財産権は譲渡可能で、著作者の死後50年間まで権利は

図3 権利の内容

-
- ・ 著作者人格権
 - 18条：公表権
 - 19条：氏名表示権
 - 20条：同一性保持権
 - ・ 著作財産権
 - 21条：複製権
 - 22条：上演権及び演奏権
 - 22条の二：上映権
 - 23条：公衆送信権等
 - 24条：口述権
 - 25条：展示権
 - 26条：頒布権
 - 26条の二：譲渡権
 - 26条の三：貸与権
 - 27条：翻訳権、翻案権等
 - 28条：二次的著作物の利用に関する原著作者の権利
-

保護されることになっています。

1. 著作者人格権

人格権には次の3つの権利があります。18条：公表権（発表するか、しないかを定める権利）、19条：氏名表示権（名前を表示するか、しないかを定める権利）、20条：同一性保持権（著作物の同一性を変えられない権利）です。勝手に公表された、自分も著者の一人なのに共著者としてあげられなかった、中身を勝手に変えた、など著作者人格権に関するトラブルは著者の「こだわり」に関わる部分も多く、しばしば感情的な争いになるので注意が必要です。

2. 著作財産権

著作財産権については、次の点のみ補足します。「21条：複製権」には電子的複製、いわゆる電子化も含まれます。「22条の二：上映権」には PowerPointなどを映写してみせること、iPadなどのタブレット PCでプレゼンテーションなどを見せることなどを含んでい

ます。「23条：公衆送信権」はWEBサイトでの公開やWEBからダウンロードできるようにしておくことを含んでいます。「27条：翻訳権、翻案権等」とは二次的著作物を作成する権利のことです。その二次的著作物には、元になった原著作物の権利も残っているとされ、それが「28条：二次的著作物の利用に関する原著作者の権利」です。翻訳書を利用しようとする場合、原書の許諾も必要になることがあるのはそのためです。

VII. 著作権の制限

著作権の制限とは、許諾なしに使える場合、ということです。30条の「私的使用のための複製」から始まって50条まで列挙されています。図書室担当者にとっては31条の「図書館等における複製等」が気になることと思いますが、本稿では「30条：私的使用」と「32条：引用」、「43条：翻訳・翻案等による利用」について補足します。

「30条：私的使用のための複製」は個人的な利用を指すのではなく、文字通りプライベートな利用を言います。家族やそれに類する範囲内での利用です。その範囲であれば論文をコピーしても自由ですし、録画、録音をしても構わないという事になります。個人的な利用であっても利用場面が会社や所属組織であると「私的使用」とは言わないとされています。したがって自分の蔵書を自分でスキャンするのは構いませんが、それをプライベートな範囲を超えて配布や公開することはできません。また自分の蔵書の電子化を外部の業者に依頼する「自炊代行」のようなケースについても「自炊代行」業者は著作権者に無断で代行することはできません。

「32条：引用」は条文に書かれた要件を満

たせば無断で使っても構わない、ということであり、要件を満たしていない場合は適法な引用とは言えません。「引用」という言葉が日常的に使われるだけに、拡大解釈をしてしまう傾向にあります。条文では「その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない」と書かれていますが、これまでの裁判例や学説などから、適法な引用と認められるためには図4のような要件が必要とされています。もっとも最近ではこうした要件だけでなく実質的な影響などを総合的に考慮して判断する判決も増えています。

32条には、第2項に「国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物は、説明の材料として新聞紙、雑誌その他の刊行物に転載することができる。ただし、これを禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない。」という条文もあります。

「43条：翻訳・翻案等による利用」は特に「引用」での利用に関して重要な項目が含まれています。適法な引用の場合には「翻訳」

図4 「引用」と認められる要件

- ・ 条文記載の要件
 - 公表されている著作物であること
 - 公正な慣行に合致
 - 報道、批評、研究などの目的上「正当な範囲内」
- ・ 伝統的な解釈
 - 明瞭区分性（引用部分が明確に分かること）
 - 出所明示
 - 主従関係（引用部分は、全体における「従」）
 - 必要最小限

はよいが「翻案」は駄目とあります。これは「改変」してはならない、という事を指し、「引用」として使う場合にはあくまでそのまま使わなければなりません。

VIII. 著作物の利用

著作物の利用は、先の制限規定に当てはまらない限り、権利を譲渡してもらうか、権利の許諾を受けるかしかありません。あるいは出版に関わる場合には著作権の設定という形式もあります。それぞれ気を付けないといけない点がありますが、詳細は専門家のアドバイスを受けて作成されることをお勧めします。

利用に先立っては、他人の著作物を利用する、あるいは自分の著作物を利用させる場合には、どういう権利が対象になっているのかを明確にしておくことが大事です。著作権の内容のところで書いたように、WEBなどにアップする、あるいはダウンロードさせるのであれば、「公衆送信権」が必要ですし、プレゼンテーションで映写するのであれば「上映権」です。利用許諾であれ譲渡であれ、あくまで取り決めた範囲内での権利の許諾、譲渡ですので、後日トラブルにならないようにきちんと書いておくのが望ましいと思います。

また、図書室担当者の立場で利用者から著作物の利用についてのアドバイスを求められることもあると思います。医師や研究者が自身の研究活動などで使う場合には、32条の「引用」に当てはまるケースが多いはずですが、先に「引用」のところで書いたように出典の表示や改変をしないなどの注意が必要です。我が国の著作権法上では「引用」規定により許諾が不要でも、投稿先や発表先などから求められるケースもあります。そのような場合

には、まず引用した出版物を出している出版社に問い合わせる必要があります。仮に自分自身の論文を使う場合でも、著作権を譲渡している場合は、譲渡先の出版社等に無断ではできません。しかし著者自身の利用については許諾なしにやってよいとする出版社も多く、出版社のポリシーを確認する作業が必要です。国内では「学協会著作権ポリシーデータベース²⁾」や海外では「Sherpa/Romeo³⁾」のサイトなどにこうした情報が集約されており便利です。

IX. これからの図書室担当者の役割

最後にこれからの図書室担当者について述べて、本稿を締めくくりたいと思います。Open Access の拡大に伴って、学術出版ビジネスは自らの顧客を機関から著者へと方向を変えていますし、図書室はこれまでの購読管理という役割から、購読契約の必要のない Open Access も含めたりソースナビゲータとしての役割が求められるでしょう。一方で投稿料目当てのビジネスとして、評判の良くない出版社も次々に生まれているという指摘もあります⁴⁾。どういう雑誌に掲載されるか、というのは研究者にとっては重要なことですが、図書室担当者は普段からこうした情報の身近にいるだけに情報発信ができる可能性があります。また、Open Access では Creative

Commons のライセンスを付与することが一般的ですが、どういうライセンスを付与するかは、著者にとっても新たな問題です。この分野についてもライセンスの種類の意味や多くの学術誌での状況など、図書室担当者として把握しやすい状況にあります。

著作権にとどまらずこうした学術情報流通のトレンド全体に目配りをして利用者のサポートをしていくことが今後一層大事になると思います。

X 参考文献

- 1) クリエイティブ・コモンズ WEB サイト. [引用2014.11.4]. <http://creativecommons.jp/>
- 2) 学協会著作権ポリシーデータベース WEB サイト. [引用2014.11.4]. <http://scpj.tulips.tsukuba.ac.jp/>
- 3) SHERPA/ROMEO Publisher copyright policies & self-archiving. [引用2014.11.4]. <http://www.sherpa.ac.uk/romeo/>
- 4) Scholarly Open Access WEB サイト. 出版社リスト [引用2014.11.4]. <http://scholarlyoa.com/publishers/>
雑誌リスト [引用2014.11.4]. <http://scholarlyoa.com/individual-journals/>